

新旧対照表

○千葉県開発行為等規制細則

改正後	改正前
(資金計画書の添付書類) 第六条 省令第十六条第五項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、資金計画書の収支計画の支出のうち工事費（附帯工事費を含む。以下同じ。）の額が三百万円に満たない場合（<u>開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の許可を要するものを除く。</u>）は、この限りでない。 一・二 略	(資金計画書の添付書類) 第六条 省令第十六条第五項に規定する資金計画書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、資金計画書の収支計画の支出のうち工事費（附帯工事費を含む。以下同じ。）の額が三百万円に満たない場合は、この限りでない。 一・二 略
(開発行為許可申請書の添付書類) 第七条 省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。 一～五 略 2 前項第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う<u>開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要するものを除く。）又は</u>住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び</u>開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号に掲げるもの）とする。 一～三 略 3 第一項第四号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う<u>開発行為（当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項の許可を要するものを除く。）又は</u>住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（<u>当該開発行為に関する工事が当該許可を要するもの及び</u>開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号及び第二号に掲げるもの）とする。	(開発行為許可申請書の添付書類) 第七条 省令第十六条第一項に規定する開発行為許可申請書には、法第三十条第二項及び省令第十七条に規定するもののほか、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。 一～五 略 2 前項第三号に掲げる申請者の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う<u>開発行為又は</u>住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号に掲げるもの）とする。 一～三 略 3 第一項第四号に掲げる工事施行者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるもの（主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う<u>開発行為又は</u>住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為（開発区域の面積が一ヘクタール以上のものを除く。）の許可の申請の場合にあつては、第一号及び第二号に掲げるもの）とする。

改正後	改正前
一・二 略 <u>三 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類</u> 4・5 略	一・二 略 <u>三 建設業者許可証明書</u> 4・5 略